

患者さんの権利と義務

国民健康保険 板柳中央病院

医療は医療者と患者さんの信頼関係で成り立っています。

信頼され安心して受診していただけるよう、患者さんの基本的な権利を明確にし職員一同が認識すると共に、患者さんにも義務を守って頂く事を要望致します。

◎患者さんの権利

1. 受療権

患者さんには人間としての尊厳と差別のない安全な環境で医療を受ける権利があります。

2. 選択権

患者さんには病院を自由に選択し変更する権利があります。また、患者さんは自己費用負担の下にセカンドオピニオンを求める権利があります。

3. 自己決定権

患者さんには検査や治療について、その目的やもたらされる結果などについて十分説明を受け、納得の上で選択あるいは拒否する権利があります。

4. 知る権利

患者さんは自分自身に関する情報を開示され、自己の健康状態について十分な情報を得る権利があります。

5. プライバシー保護

患者さんは医療上得られた個人情報やプライバシーが守られる権利があります。

◎患者さんの義務

1. 情報提供義務

患者さんは良質な医療の提供を受けるために、ご自身の健康状態に関する情報をできる限り正確に医師や看護師に提供してください。

2. 状況確認義務

患者さんは納得の行く医療を受けるために医療に関する説明を受け理解できない場合は理解出来るまで質問して確認してください。

◎診療協力義務

- ・全ての患者さんが適切な療養環境で治療に専念できるように社会的ルールや病院の規則、職員の指示を守ってください。
- ・他の患者さんや職員に対する暴言・暴力など迷惑行為はお断りいたします。
- ・病院内では静肅にし、病院の設備・器物は大切に扱ってください。
- ・病院敷地内は禁煙・禁酒です。入院中の喫煙・飲酒は禁止します。

◎医療費支払い義務

適切な医療を維持していただくために、医療費を遅滞なくお支払い頂く事が必要です。

◎義務に違反した場合

前提の義務に違反する行為などがあったときは診療を中止する事があります。また、暴言・暴力などの行為があったときは警察署に通報します。

2024年10月1日 施行